

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅の管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて契約に秘密保持に関する内容を含めている。

評価実施機関名

福井県鯖江市長

公表日

令和7年1月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法および鯖江市営住宅管理条例等に基づき、公営住宅を建設し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸等を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告書の受理・各種所得情報および世帯状況の照会 ④提供された各種所得情報に基づく家賃を毎年ごとに決定し入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知
③システムの名称	公営住宅システム、番号連携サーバー、宛名・住登外システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表27の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 ＜情報提供の根拠＞ 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 公園住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政管理課 鯖江市西山町13番1号 TEL0778-53-2200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部 公園住宅課 鯖江市西山町13番1号 TEL0778-53-2240
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底に厳守している。また、公営住宅事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	公営住宅システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5-②所属長	藤田 幸司	伊藤 嘉高	事前	
平成29年4月1日	II 1、Ⅰ 2	平成27年10月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II 1、Ⅰ 2	平成28年10月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 5-②所属長の役職名	建築営繕課長 伊藤 嘉高	課長	事前	
平成31年4月1日	II 1、Ⅰ 2	平成29年10月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
令和2年9月29日	II 1、Ⅰ 2	平成30年10月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和3年5月28日	I 5-①部署	都市整備部 建築営繕課	政策経営部 契約管理課	事後	
令和3年5月28日	I 8	都市整備部 建築営繕課	政策経営部 契約管理課	事後	
令和3年9月21日	I 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月31日	I 5-①部署	政策経営部 契約管理課	都市整備部 公園住宅課	事後	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	
令和4年5月31日	I 8	政策経営部 契約管理課	都市整備部 公園住宅課	事後	
令和7年1月17日	I 関連情報 ・3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第18条	・番号法第9条第1項 別表27の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第18条	事後	
	・4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第二の31の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第22条	・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表53の項		
令和7年1月17日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事 務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナ ンバー登録の際には、本人からのマイナンバ ー取得の徹底に厳守している。また、公営住 宅事務では、上記のほか、下記の局面で特定 個人情報の取扱いに関して手作業が介入する が、いずれの局面においても複数人での確認 を行うようにしており、人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人情報及び本人情報の データベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人情報及び本人情報が記載された申請書の 廃棄	事後	
	11 最も優先度が高いと考えら れる対策		権限のない者によって不正に使用されるリスク の対策 十分である 公営住宅システムへのアクセス可能な職員 は、顔認証とパスワードによる認証によって限 定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度 ごとに作成することで、アクセス権限の適切な 管理を行っている。また、アクセスログを記録し 、定期的に分析することによって不正なアクセッ がないことを確認している。これらの対策を講じ ていることから、権限のない者（元職員、アクセッ 権限のない職員等）によって不正に使用され るリスクへの対策は「十分である」と考えられ る。		